

# 大和市教育委員会 2月臨時会

日 時 平成 23 年 2 月 21 日

午前 10 時 00 分

場 所 教育委員会室

1 開 会

2 会議時間の決定

3 会議録署名委員の決定

4 議 事

日程第 1 (議案第 8 号) 大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部  
を改正する規則について

日程第 2 (議案第 9 号) 県費負担教職員の管理職人事について

5 閉 会

議案第 8 号

大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する  
規則について

大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 23 年 2 月 21 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝澤 正

大和市教育委員会規則第 号

大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成 13 年大和市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 3 号を削り、同項第 4 号を第 3 号とし、同項第 5 号中「8 月 29 日」を「8 月 25 日」に改め、同号を第 4 号とし、同項第 6 号中「及び翌々日」を削り、同項を第 5 号とし、同項第 7 号を第 6 号とし、同項第 8 号を第 7 号とし、同条第 2 項中「第 4 号から第 8 号」を「第 3 号から第 7 号」に、「期間を」を「期間の一部を授業日に」に改める。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、中学校においては、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>○大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則 平成13年3月29日 教委規則第4号</p> <p>(休業日)</p> <p>第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 開校記念日</p> <p>(4) 学年始休業日 4月1日から4月4日まで</p> <p>(5) 夏季休業日 7月21日から<u>8月29日</u>まで</p> <p>(6) 秋季休業日 10月の第2月曜日の翌日及び翌々日</p> <p>(7) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで</p> <p>(8) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、前項第3号から第7号までに規定する休業日の期間の一部を授業日に変更することができる。</p>	<p>○大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則 平成13年3月29日 教委規則第4号</p> <p>(休業日)</p> <p>第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 開校記念日</p> <p>(4) 学年始休業日 4月1日から4月4日まで</p> <p>(5) 夏季休業日 7月21日から<u>8月29日</u>まで</p> <p>(6) 秋季休業日 10月の第2月曜日の翌日及び翌々日</p> <p>(7) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで</p> <p>(8) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、前項第4号から第8号までに規定する休業日の期間を変更することができる。</p>

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、中学校においては、平成24年4月1日から施行する。

議案第 9 号

県費負担教職員の管理職人事について

県費負担教職員の管理職人事について、審議願いたく提案する。

平成 23 年 2 月 21 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正